

入札監理小委員会における審議の結果報告 東京国際センター施設管理・運営業務の契約変更(案)

(独)国際協力機構の「東京国際センター施設管理・運営業務」について契約変更の必要が生じたことを受け、入札監理小委員会において審議を行ったので、その主な結果を以下のとおり報告する。

1. 契約変更の内容について

入札監理小委員会は、下記内容の契約変更について(独)国際協力機構から報告を受け、当該変更が法令の改正等による点検設備の追加など、軽微でやむを得ない事由であり、入札手続の透明性及び公平性が損なわれるものではないことから、問題がないと判断した。

本業務のうち設備定期点検業務について、センター内の設備の新設・更新及び関係法令の改正等に伴い、以下の項目を追加・変更するもの。

- (1) 分煙機の保守(追加)
- (2) 無線LANハードウェアの保守(追加)
- (3) 地下タンクの漏洩検査(追加)
- (4) 小荷物専用昇降機の保守(回数の変更)
- (5) フロン類使用機器の簡易点検※(追加)

※改正法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年6月22日法律第64号))の施行に伴い、平成27年4月より義務化されたもの(年4回)であり、これに伴う同種業務の契約変更については、本監理委員会の審議(議了した場合)をもって、新たな審議を要しない扱いとしたい。

- (6) 設備の更新等に伴う契約変更の取扱い(参考)について、契約図書への反映

(参考) 施設の管理・運営業務に関する民間競争入札実施要項 標準例(抜粋)

⑭設備更新等の際における民間事業者への措置

【国の行政機関等の長等】は、次のいずれかに該当するときは、民間事業者にその旨を通知するとともに、民間事業者と協議の上、契約を変更することができる。

- 1) 設備を更新、撤去又は新設するとき
- 2) 法令改正、施設の管理水準の見直し等により業務内容に変更が生じるとき
- 3) 入居官署の変動等により業務量に変動が生じるとき

以上